

渡名喜村定住促進空家活用住宅修繕工事

特記仕様書

令和 8 年 1 月

渡名喜村

渡名喜村定住促進空家活用住宅修繕工事

特記仕様書

第1章 総則

第1 工事の目的

本工事は、渡名喜村に所在する空き家を活用し、地域の活性化及び移住定住を促進するため、渡名喜村が空き家を借り上げて修繕を行い渡名喜村空き家活用住宅(以下、「移住定住促進住宅」という。)の改修工事を目的とする。

第2 適用

本仕様書は、「渡名喜村定住促進空家活用住宅修繕工事」に適用し、その工事内容等について定めるものとする。

第3 実施計画書等の提出

受注者(以下「乙」という。)は、契約締結後速やかに次の書類を渡名喜村(以下「甲」という。)に提出し、承諾を得なければならない。また、これを変更する場合も同様とする。なお、必要に応じ工事の一部を下請する場合は下請届けと下請契約書の写しを提出し、甲の承諾を得なければならない。

- (1) 工程表及び着手届
- (2) 施工計画書
- (3) 資材承認届
- (4) その他工事の施工にあたって甲が必要として指示する書類

第4 打合せ協議

打合せ協議は、必要に応じて管理技術者が立ち会うものとする。また、打合せ協議の際は、乙が打合せ協議簿を作成し、甲の承諾を得ることとする。

第2章 工事内容等

第1 工事内容

本工事の内容を以下に示す。工事の施工にあたっては、空き家住宅を屋根防水工事、内部木工事、建具工事、その他設備工事等を実施し、村がサブリース住宅として利活用するためのものである。

1.改修工事の内容

(1) 工事内容は、以下のものとする。

① 建築主体改修工事

A 屋根瓦補修・防水工事

B 内部改修（天井貼り等）

C 建具改修（木製建具→アルミ建具（指定：ブロンズカラー））

② 建築設備改修工事

a 電気設備改修（電気ブレーカー取替、コンセント増設、換気扇等取替、その他）

b 機械設備改修（洗濯パン設置、洗濯水栓取付、シャワー水栓等）

(2) 特記仕様書に記載されていない事項は、下記適用基準等による。

適用基準等

(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編) (最新版)

・公共建築改修工事標準仕様書

(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編) (最新版)

・公共建築設備工事標準図

(電気設備工事編・機械設備工事編) (最新版)

・木造建築工事標準仕様書(最新版)

・公共建築工事積算基準(最新版)

・公共建築工事標準単価積算基準(最新版)

・公共建築数量積算基準(最新版)

その他関係法令及び基準

(3) 施工期間:契約日の翌日から令和8年3月31日

第2 地域外労働者に関する経費

宿泊費及び渡航費を計上あり。

第3章 成果品

成果品は完成図面、資料、工事写真等の紙ベース及び電子データによることとする。ただし、納品データの形式や、納品後の運用に制約が発生し、不利益が発生する場合は、甲と協議の上、甲の指示に従うこととする。

物件概要

物件名（住宅の名称）	渡名喜村移住定住促進住宅
（1）計画住宅概要	<p>① 場所 島尻郡渡名喜 1966-1 番地</p> <p>② 物件の延床面積 39.2 m²</p> <p>③ 主要構造 木造平屋建て（琉球瓦屋根）</p> <p>④ 凈化槽構造・規模 集落排水</p>
（2）本工事の主旨	<p>・渡名喜村への移住定住促進に資する空き家活用住宅として、既存空き家の改修を計画する。</p> <p>・屋根防水等は、長期にわたり反復使用に耐える材質にて施工を行うこと。</p>
（3）物件写真	 